

今回は、暑い日が続いているので冷たい飲み物（アルコール飲料）について呟いてみます。

以前は、帰宅するとまずは冷たいビールを一杯から始まるケースが多かったようですが、ほぼ二十年前からビールの消費が伸びず発泡酒から始める方が増加したそうです。

これは、ビールに対する酒税が高く消費が伸びないことから、各ビールメーカーが酒税法に規定されているビールの定義に含まれない方法により、よりビールに似た飲料を開発させ発泡酒或は第三のビール（酒税法上はリキュール）として販売し始めたからです。

その後、ビールメーカーと国税庁との対決は続き、令和8年10月までに何回かの税率や酒類の定義の変更を経た上で決着がつくこととなります。

昨年末の酒税額等の状況と推移は下表のとおりです。

（令和3年12月現在）

区分 品目	容 量	代表的なものの 小売価格 (税込)	酒税額	消費税額	酒税等負担率 (+) /
	ml	円	円	円	%
ビ ー ル	633	330	126.60	30.00	47.5
	350	219	70.00	19.91	41.1
発 泡 酒	350	168	46.99	15.27	37.1
リ キ ュ ー ル	350	160	37.80	14.55	32.7
清 酒	1,800	2,035	198.00	185.00	18.8

350ml換算での酒税の推移表

	R2.9.30まで	R2.10.1から	R5.10.1から	R8.10.1から	最終的に
	円	円	円	円	円
ビ ー ル	77	70 7円DOWN	63.35 6.65円DOWN	54.25 9.1円DOWN	22.75円DOWN
発 泡 酒	46.99	46.99	46.99	54.25 7.26円UP	7.26円UP
第三のビール	28	37.8 9.8円UP	46.99 9.19円UP	54.25 7.26円UP	26.25円UP

販売価格については、メーカー次第なので何とも言えませんが、数年後には好みで好きなものを手に取ることができることとなります。私のように安かろう旨かろうであれば・・・